

## 一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

令和 2 年 8 月 20 日  
東村山市議会議長あて

議席番号 18 番  
質 問 者 小町 明夫

### 記

#### 1. 越境樹木、越境枝に関する諸課題について

- (1) 過去 3 年間に於ける市内の越境樹木、越境枝に関する相談件数と内容について伺う。
- (2) 上記相談について市役所としてどのように対応しているのか伺う。
- (3) 公共施設（教育施設含む）における越境樹木、越境枝管理はどのようになっているのか伺う。
- (4) 市管理道路、河川における越境樹木、越境枝の管理はどのようになっているのか伺う。
- (5) 市管理道路において私有地からの越境樹木、越境枝が原因で標識や信号機が隠れたりしている箇所はないか、確認された場合の対応と併せて伺う。
- (6) 市管理道路において私有地からの越境樹木、越境枝が原因で車輻や自転車の走行、歩行に支障をきたす事例報告や相談はないか、対応と併せて伺う。
- (7) 市内の空き家からの越境樹木、越境枝についての相談はあるか、あった場合の対応と併せて伺う。
- (8) 「道路に張り出した樹木の剪定のお願い」を市役所 HP に掲載している自治体があるが当市としてはどのように周知やお願いをしているのか伺う。
- (9) 越境樹木、越境枝の適正な管理についてはその状況により担当所管が多岐に渡るケースや、そもそも市民の事例が多いことから対応には課題が多い、今後どのように取り組んでいくのか伺う。